

中華人民共和國最高人民法院 「特許権侵害紛争案件審理の法律 適用の若干問題に関する解釈（二） （公開意見募集稿）」について



中国弁護士 吳 強, 弁護士 鈴木 龍司

要 約

2014年7月31日に「特許権侵害紛争案件審理の法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（公開意見募集稿）が公表された（意見募集は同年9月1日まで）。当該司法解釈は、2009年の司法解釈に引き続いての公布が予定されているものであり、その内容は請求項の解釈、意匠の同一又は類似の解釈等の侵害論に関するものから賠償金額確定（損害論）の解釈に関するものにまで及んでいる。当該司法解釈は意見募集段階であり、実際の公布までには一部の条項の修正、削除等の変更が生じる可能性もあるが、公布後の実務に与える影響は小さくない。このため、本稿では、当該司法解釈の中でもとりわけ重要と思われる項目についてご紹介したい。

目次

1. はじめに
2. 本解釈の主な内容
 - (1) 請求項、特許権の保護範囲に関する解釈
 - (2) 技術的特徴に関する解釈
 - (3) 禁反言に関する解釈
 - (4) 意匠に関する解釈
 - (5) 特許の実施に関する解釈
 - (6) 権利侵害幫助行為・権利侵害教唆行為に関する解釈
 - (7) 抗弁に関する解釈
 - (8) 差し止め、侵害製品の処分に関する解釈
 - (9) 賠償金額に関する解釈
3. おわりに

1. はじめに

中国では、1981年の全国人民代表大会常務委員会決議を根拠に、最高人民法院が、裁判業務に関する具体的な法令の適用問題についての解釈権を有するとされている⁽¹⁾。これに基づき、最高人民法院は、解釈が不明確な法令等の適用について、それまでの裁判実務を踏まえた解釈（いわゆる「司法解釈」⁽²⁾）を公布している。当該司法解釈の一つとして、2009年には、特許権侵害の審理における特許法等の適用に関する「特許権侵害紛争案件審理の法律適用の若干問題に関する解釈」（以下「2009年解釈」という）⁽³⁾が公布された⁽⁴⁾。

本稿で取り上げる「特許権侵害紛争案件審理の法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（公開意見募集

稿）⁽⁵⁾（以下「本解釈」という）は、これまでの特許権侵害紛争の審理における裁判実務を踏まえ、2009年解釈に引き続いての公布が予定されている⁽⁶⁾ものであり、2014年7月31日に公表された（意見募集は同年9月1日まで）。その目的は、特許法の正確な実施の確保、特許裁判の基準の明確化と統一、科学技術の革新が特許裁判に対して有する期待に即時に応えることとされている⁽⁷⁾。

本解釈は、全部で37条まであり、その内容は請求項の解釈、意匠の同一又は類似の解釈等の侵害論に関するものから賠償金額確定（損害論）の解釈に関するものにまで及んでいる。

本稿では、紙幅の関係もあるため、本解釈の中でもとりわけ重要と思われる項目について取り上げる。

2. 本解釈の主な内容

(1) 請求項、特許権の保護範囲に関する解釈

2009年解釈では、請求項の内容の確定について、当業者が明細書及び添付図面を閲読した後の請求項に対する理解を踏まえて行う旨等を定めていた（2009年解釈第2条、第3条）。

本解釈はこの点に関して、更に以下の内容を定めた。

ア 請求の範囲等の誤り

請求の範囲、明細書及び添付図面における文法、文

字、句読点、符号、図形等の誤りについて当業者が請求の範囲、明細書を読むことにより明確に唯一の理解が得られる場合、人民法院はこの唯一の理解に基づいて認定しなければならないとした（本解釈第4条）。

イ 請求項に記載された文字と明細書の記述との矛盾

請求項に記載された文字の意義が明確であるが、明細書における対応する記述がそれと根本的に矛盾し、本解釈第4条に規定する状況にも当たらない場合、人民法院は、請求項の記載に基づいて特許権の保護範囲（技術的範囲）を確定しなければならないとした（本解釈第5条第1項）。

ウ 請求項の意義が明確でない場合の訴え却下

請求項の意義が明確ではなく、法定の解釈方法を用いてもそれに限定される特許権の保護範囲を確定できず、本解釈第4条に規定する状況にも当たらない場合、人民法院は、訴え却下の裁定を下すことができるとしている（本解釈第5条第2項）。

この点について若干付言すると、これまでの特許権侵害紛争では、請求項の意義が明確ではないため特許権の保護範囲が確定し難いものが散見された。

本解釈第5条第2項は、そのような場合、訴えが却下される可能性があることを明確にしている。当該条項が規定されることにより、特許権侵害紛争案件の審理に直接の影響が及ぶと推測されるが、そもそも出願段階において、訴え却下の判断を受けない記載しておくべきことになる点に注意が必要である。

エ その他

人民法院による請求項についての解釈は、特許発明の目的に合致しなければならないこと（本解釈第6条）、係争特許が他の特許との間で分割出願等による直接的な関係がある場合、人民法院は、当該他の特許及びその特許審査ファイル、発効した特許権付与・確認紛争裁判文書を用いて、係争特許の請求項を解釈できること（本解釈第8条第1項）、被疑侵害技術方案^⑧が、特許により解決される公知技術の課題を有している場合、人民法院は、それが特許権の保護範囲に含まれていないと認定しなければならないこと（本解釈第6条）などが定められている。

（2） 技術的特徴に関する解釈

ア 機能的特徴を含む請求項（機能的クレーム）

機能的特徴を含む請求項については、2009年解釈において既にその確定方法の解釈がなされていた^⑨（2009年解釈第4条）。

この点について、本解釈では、まず「機能的特徴」とは、「構造、成分、段階、条件又はそれらの関係等を、発明創造においてそれが果たす機能又はもたらす効果のみによって限定する技術的特徴をいう」として、その定義付けを行っている（本解釈第10条第1項）。

また、本解釈は、被疑侵害技術方案が機能的特徴と同一又は均等と認定される場合について定めており、明細書と添付図面に記載された機能又は効果を実現するために必要不可欠な技術的特徴と被疑侵害技術方案の対応する技術的特徴を比較の上で、人民法院は以下のように認定するとしている（本解釈第10条第2項、第3項）。

認定内容	要件（いずれも満たす必要あり）
同一との認定	①ほぼ同一の手段によって、同一の機能を実現し、同一の効果を収めるものである。 ②当業者が特許出願日に創作的な工夫をせずに想到できるものである。
均等との認定	①ほぼ同一の手段によって、ほぼ同一の機能を実現し、ほぼ同一の効果を収めるものである。 ②当業者が特許出願日以降、被疑侵害行為発生日以前に創作的な工夫をせずに想到できるものである。

イ 組成物の閉鎖式請求項

閉鎖式請求項（閉鎖クレーム）^⑩においては、示された成分以外の要素は全て排除したものと記載されている。このため、被疑侵害技術方案において、示された成分以外の要素が含まれている場合には、請求項の範囲外ということになる。

本解釈では、このことを明確にし、具体的には、組成物の閉鎖式請求項について、被疑侵害技術方案が請求項の全ての技術的特徴を含みつつその他の技術的特徴を追加している場合、人民法院は、被疑侵害技術方案が特許権の保護範囲に含まれないものと認定しなければならないとしている（但し、当該追加技術的特徴が避けられない通常数量の不純物に当たる場合は、例外とされている^⑪）（本解釈第11条）。

ウ 使用環境の特徴⁽¹²⁾

被疑侵害技術方案が、製品請求項における使用環境の特徴に限定される使用環境に適用できない場合、人民法院は、被疑侵害技術方案が特許権の保護範囲に含まれないものと認定しなければならないとされている（本解釈第12条）。

エ 製造方法により製品を特定する技術的特徴（プロダクト・バイ・プロセスクレーム）

製造方法により製品を特定する技術的特徴を含む製品請求項、いわゆるプロダクト・バイ・プロセスクレームは、形状や構造によっては発明が表現しにくい場合に、製造方法によって発明を表現するクレームであり、その技術的範囲の解釈については、大まかに分類すると、①請求項に記載された製法とは異なる製法で生産された物でも、物として同一であれば技術的範囲に含まれるとする説（物同一説）と、②請求項に記載された製法によって生産された物に限定されるとする説（製法限定説）がある。

この点について、本解釈では、製品請求項において、製造方法により製品を特定する技術的特徴について、提訴対象の権利侵害製品の製造方法がそれと同一でも均等でもない場合、人民法院は、被疑侵害技術方案が特許権の保護範囲に含まれていないものと認定しなければならないとして（本解釈第13条）、②製法限定説を採用することを明らかにしている。

オ 段階順序特徴

方法請求項における段階順序特徴について、人民法院は、請求項の記載に基づき、明細書や添付図面を踏まえて、段階順序の変化によって技術効果に実質的な影響を及ぼすか否かを確定し、さらにこれに基づいて、被疑侵害技術方案が特許権の保護範囲に含まれるか否かを認定しなければならないとしている（但し、本解釈第15条（数値特徴等による技術的特徴に対する厳格な限定）に規定する状況に当たる場合は例外とされている）（本解釈第14条）。

カ 数値特徴等による技術的特徴に対する厳格な限定

請求項において「少なくとも」等の用語で数値特徴を特定し、又は「まず」等の用語で段階順序特徴を特定しており、かつ、当業者が、権利者が当該用語の技術的特徴に対する厳格な限定的作用を特に強調してい

ると認められる場合に、権利者がそれと異なる技術的特徴が均等特徴に当たると主張しても、人民法院はこれを支持しないとしている（本解釈第15条）。

（3） 禁反言に関する解釈

禁反言については、2009年解釈においてその適用が定められていた⁽¹³⁾（2009年解釈第6条）が、本解釈では、禁反言が適用されない場合について明確にしている。すなわち、権利者の立証によって、補正又は陳述が審査官から採用されていないこと又は特許権の付与・確認条件とは因果関係がないことが証明されたときは、禁反言は適用されないとされている（本解釈第16条）。

（4） 意匠に関する解釈

ア 意匠の同一・類似判断と一般消費者

まず、意匠の同一又は類似を認定するに当たっては、一般消費者の観点から意匠の特徴を全面的に観察し、全体の視覚効果を総合的に判断しなければならないとしている。また、被疑侵害意匠に、権利を付与された意匠における既存意匠と区別される全ての意匠特徴が含まれていない場合、人民法院は、被疑侵害意匠が権利を付与された意匠と類似していないものと推定できるとし、被疑侵害意匠に、権利を付与された意匠における既存意匠と区別される全ての意匠特徴が含まれている場合、人民法院は、当該意匠特徴が全体の視覚効果により大きな影響を及ぼしているものと推定できるとしている（但し、反証によって推定を覆すことは可能）（本解釈第17条第1項）。

次に、被疑侵害意匠と権利を付与された意匠との差異は一般消費者が両者を区別できるほどのものではない場合、又は両者の差異が慣用意匠若しくは技術機能のみで決定される意匠に当たる場合には、人民法院は、両者が全体の視覚効果において実質的な差異がないもの⁽¹⁴⁾と認定しなければならないとしている（本解釈第18条）。

また、「一般消費者」とは、「被疑侵害製品の直接の購入者をいう」と定義付けた上で、人民法院は、一般消費者の意匠に対する知識レベルや認知能力を認定するに当たって、権利を付与された意匠の「デザインの余地」、すなわち、デザイナーが特定製品の意匠を創作する自由度を考慮しなければならないとし、デザイン

の余地が大きい場合、一般消費者は通常、異なる意匠間の小さい差異に気づきにくく、デザインの余地が小さい場合、一般消費者は通常、異なる意匠間の小さい差異に気づきやすいとしている（本解釈第 17 条第 2 項）。

イ セット製品の意匠特許

セット製品の意匠特許について、被疑侵害意匠がそのうちの一つの意匠と同一又は類似している場合、人民法院は、被疑侵害意匠が意匠特許権の保護範囲に含まれるものと認定しなければならないとしている（本解釈第 19 条）。

ウ 組立部品製品の意匠特許

組立部品製品の意匠特許については、以下のとおりとされている（本解釈第 20 条）。

種類	認定
・ 組立関係が唯一の組立部品製品	被疑侵害意匠が当該組立部品製品の組立状態での全体の意匠と同一又は類似している場合に、被疑侵害意匠が意匠特許権の保護範囲に含まれるものと認定される。
・ 各部品間に組立関係がない組立部品製品 ・ 組立関係が唯一でない組立部品製品	被疑侵害意匠がその全ての単独部品の意匠といずれも同一又は類似している場合、被疑侵害意匠が意匠特許権の保護範囲に含まれるものと認定される。被疑侵害意匠が一部の単独部品の意匠を欠き、又はそれと同一ではなく類似もしていない場合、被疑侵害意匠が意匠特許権の保護範囲に含まれないものと認定される（但し、当該一部の単独部品の意匠が全ての単独部品の意匠の全体の視覚効果に顕著な影響を及ぼしていない場合は例外とされている）。

以上の規定からは、組立部品製品の意匠特許の方が、セット製品の意匠特許よりも保護範囲が狭いことがわかる。

エ 変化状態製品⁽¹⁵⁾の意匠特許

変化状態製品の意匠特許は、被疑侵害意匠が変化状態図に示される各種使用状態での意匠と同一又は類似している場合、人民法院は、被疑侵害意匠が意匠特許権の保護範囲に含まれると認定しなければならず、被疑侵害意匠が一部の使用状態での意匠を欠き、又はそれと同一ではなく類似もしていない場合、人民法院は、被疑侵害意匠が意匠特許権の保護範囲に含まれな

いものと認定しなければならないとしている（但し、当該一部の使用状態での意匠が全ての使用状態での意匠の全体の視覚効果に顕著な影響を及ぼしていない場合は例外とされている）（本解釈第 21 条）。

(5) 特許の実施に関する解釈

ア 出願公開日から権利付与公告日までの期間の実施

特許法第 13 条は、発明特許の出願が公開された後は、出願人はその発明を実施した単位又は個人に適当な対価の支払いを請求することができる旨を規定している。

本解釈では、この点について、権利者が、発明特許出願公開日から権利付与公告日までの期間において、当該発明を実施した単位又は個人に適当な費用を支払うよう訴訟によって請求した場合、人民法院は、特許権侵害賠償金額確定に関する法律規定⁽¹⁶⁾を準用できるとしている（本解釈第 22 条第 1 項）。

また、特許出願公開後、審査官からの審査意見通知書を受けて補正を行うなど、特許出願公開時に出願人が保護を求めた範囲が特許権付与公告時の特許権の保護範囲と一致しない場合もありうる。このような場合において、被疑侵害技術案が当該二つの範囲のいずれにも含まれている場合、人民法院は、被疑侵害者が発明特許出願公開日から権利付与公告日の期間、当該発明を実施したものと認定しなければならず、他方で、被疑侵害技術案がそのうちの一つの範囲にしか含まれていない場合、人民法院は、被疑侵害者が発明特許出願公開日から権利付与公告日の期間、当該発明を実施していないものと認定しなければならないとしている（本解釈第 22 条第 2 項）。

その他、発明特許の権利付与公告日以降に、特許権者の許可を得ずに、発明特許出願公開日から権利付与公告日の期間に製造、輸入された製品について使用、販売の申出、販売が行われ、権利者が特許法第 11 条⁽¹⁷⁾に基づいて上記実施行為を差し止めるよう主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならないとされ、但し、実施者の挙証によって、上記製造者、輸入者が特許法第 13 条の規定に基づいて適当な費用を支払ったことが証明された場合は例外とされている（本解釈第 22 条第 3 項）。

イ 無断での特許実施該当行為・非該当行為

特許法第 11 条は、特許権付与後の無断での特許実施の禁止を定めている。そのうち、発明及び実用新案については、具体的に次のように禁止される特許実施行為を定めている。

生産及び営業を目的として、その特許製品を製造し、使用し、販売を申し出、販売し、輸入してはならず、その特許の方法を使用してはならず、また当該特許の方法により直接得られた製品を使用し、販売を申し出、販売し、輸入してはならない（特許法第 11 条第 1 項）。

上記の禁止される特許実施行為について、本解釈では、製品の販売契約書が法によって成立した場合、人民法院は、それが特許法第 11 条における「販売」に当たるものと認定しなければならないとしている（本解釈第 23 条）。

他方で、特許方法により直接得られた製品にさらに加工、処理を加えて得られた後続製品について、再び加工、処理を行う場合、人民法院は、当該行為が特許法第 11 条における「当該特許の方法により直接得られた製品を使用」する行為に当たらないものと認定しなければならないとしている（本解釈第 24 条）。なお、2009 年解釈では、後続製品を得る行為について、「当該特許の方法により直接得られた製品を使用」に該当するとしている（2009 年解釈第 13 条第 2 項）が、上記の本解釈第 24 条では、後続製品にさらなる加工、処理を行う場合には、もはや「当該特許の方法により直接得られた製品を使用」に該当しない旨を定めたものである。

（6）権利侵害幫助行為・権利侵害教唆行為に関する解釈

本解釈第 25 条は、行為者自身が直接特許権を侵害せず、他人を幫助又は教唆して特許権の侵害行為を発生させた場合について、当該幫助者又は教唆者についても権利侵害責任を負わせる旨を定めている。具体的には以下のとおりである。

関連製品が専ら発明創造の実施に供する原材料、部品、中間物等であると明らかに知りながら、特許権者の許可を得ずに、当該製品を当該特許を実施する権利がない者又は法により権利侵害責任を負わない者に提供して実施させ、権利者が当該提供者の行為が権利侵

害責任法第 9 条⁽¹⁸⁾に規定する「権利侵害幫助行為」に当たると主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

関連製品、方法が発明創造の実施に供することができると明らかに知りながら、特許権者の許可を得ずに、図面の提供、技術方案の伝授等の方法を通じて、当該特許を実施する権利がない者又は法により権利侵害責任を負わない者に実施するよう積極的に誘導し、権利者が当該誘導者の行為が権利侵害責任法第 9 条に規定する「権利侵害教唆行為」に当たると主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

上記のうち、特に注目に値するのが、「法により権利侵害責任を負わない者」に対する幫助又は教唆についても幫助者又は教唆者に責任を負わせることを明らかにしている点である。実施行為には「生産及び営業を目的」とすることが必要とされている（特許法第 11 条）ため、例えば、一般消費者については、特許権の権利侵害責任を負わない者に該当する可能性が高い（本解釈第 28 条でも、被疑侵害者が個人消費の目的で発明創造を実施した場合、人民法院は、特許法第 11 条、第 70 条における「生産及び営業を目的」には該当しないものと認定しなければならないとしている）が、そのような場合であっても、幫助者又は教唆者は責任を負わなければならないことが伺える。

（7）抗弁に関する解釈

ア 公知技術又は既存意匠の抗弁

公知技術又は既存意匠の抗弁⁽¹⁹⁾は、特許侵害紛争案件において実務上よく用いられる抗弁である。

2009 年解釈においても、公知技術又は既存意匠の抗弁に関する解釈が既に定められており、そこでは、特許権の保護範囲に該当すると訴えられた全ての技術的特徴が一つの公知技術方案の相応する技術的特徴と同一であり、若しくは実質的な差異がない場合、又は被疑侵害意匠が一つの既存意匠と同一であり、若しくは実質的な差異がない場合、人民法院は、被疑侵害技術方案が特許法第 62 条に定める公知技術に該当し、又は被疑侵害意匠が特許法第 62 条に定める既存意匠に該当すると認定しなければならないとして、公知技術又は既存意匠の抗弁は、「一つの公知技術方案」又は「一つの既存意匠」に依拠する必要があることが明示されていた（2009 年解釈第 14 条）。

この点について、本解釈においても、被疑侵害者が非侵害抗弁を主張するには、通常、一つの公知技術方案又は既存意匠だけにしか依拠できないとして、一つの公知技術又は一つの既存意匠にのみ依拠できることが強調されている。もっとも、本解釈では例外についても定め、具体的には、被疑侵害者の立証によって、被疑侵害技術方案が「特許出願日以前に一つの公知技術方案と公知常識の明らかな組合せ」に当たり、又は被疑侵害意匠が「特許出願日以前に一つの既存意匠と慣用意匠の明らかな組合せ」に当たることが証明された場合、人民法院は、被疑侵害者の非侵害抗弁が成立すると認定することができるとしている（本解釈第26条第1項）。

イ 非強制的標準⁽²⁰⁾の実施による抗弁

国家、業界又は地方の非強制的標準において係争特許の情報が明示されており、被疑侵害者が、自己が当該標準を実施するに当たって特許権者の許可を必要としないことを理由とした抗弁を行った場合であっても、人民法院は通常これを支持しないとされている。もっとも、特許権者が、「公平、合理的、非差別的」の原則に違反して、標準に係る特許の実施許諾条件について悪意により被疑侵害者と交渉し、被疑侵害者がこれを理由として実施行為の差し止めを認めるべきではないと主張する場合、人民法院は通常これを支持するとされている（本解釈第27条第1項）。

なお、標準に係る特許の実施許諾条件については、特許権者と被疑侵害者が協議して決定しなければならないとされ、十分な協議を経ても合意できなかった場合、人民法院に決定するよう請求することができ、人民法院は、「公平、合理的、非差別的」の原則により、特許の革新程度及び標準において果たした役割、標準が所属する技術分野、標準の性質、標準実施の範囲、関連する許諾条件等の要素を総合的に考慮して、上記実施許諾条件を決定しなければならないとされている（本解釈第27条第2項）。

（8） 差し止め、侵害製品の処分に関する解釈

ア 特許権侵害製品であることを知らずになされた使用・販売行為

特許法第70条では、特許権者の許諾を受けずに製造されかつ販売された特許権侵害製品であることを知らずに、生産及び営業の目的で、当該製品について使

用、販売の申出又は販売を行い、かつ、当該製品の合法的な出所を証明できる場合には賠償責任を負わない旨が定められている。

しかし、そのような場合であっても、特許権侵害製品の販売行為を引き続き行わせることは妥当でないことから、本解釈は、上記のような場合に、権利者が販売の申出者、販売者による侵害行為を差し止めるよう請求したときは、人民法院はこれを支持しなければならないとしている。もっとも、上記使用者の挙証によって、特許権侵害製品の製造者において権利者が侵害により受けた実際の損失を賠償したことが証明された場合に、権利者が上記使用者による使用行為を差し止めるよう請求したときは、人民法院はこれを支持しないものの、当該使用者は特許権侵害製品と特許製品との値段の格差を支払わなければならないことが定められている（本解釈第29条第1項）。

なお、上記のうち、「知らずに」とは、通常、「実際に知らない」ことをいい、但し、権利者の挙証によって、上記権利侵害者が知るべきであったことが証明された場合、当該権利侵害者の「知らずに」との主張について人民法院は支持しないとされ（本解釈第29条第2項）、上記のうち「合法的な出所」とは、正当な商業行為による特許権侵害製品の購入行為をいい、正当な商業行為には、合法的な購入ルート、通常の売買契約、合理的な価格等が含まれるとされている。合法的な出所について、使用者、販売の申出者又は販売者は取引慣習に符合する関連証拠を提示しなければならないとされ、契約書における権利瑕疵担保条項のみで合法的な出所を証明する場合には人民法院は支持しないとされている（本解釈第29条第3項）。

イ 差し止めが認められない例外的な場合

権利侵害者が関連特許の実施を差し止められれば社会公共利益を損ない、又は当事者間の利益バランスを著しく損なうことになる場合、人民法院は、権利侵害者の実施行為を差し止めず、合理的な使用費用を支払うよう命ずることができる（本解釈第30条）。

ウ 侵害製品等の処分

権利者の申請に基づき、人民法院は、権利侵害者が侵害製品及び専ら侵害製品の製造に使われる材料、道

具等を権利者に交付し処分させるよう命ずることができるとされている。但し、当該処分が他の物の価値を著しく損ない又は侵害製品が既に他の物に付着し入れ替えにくい場合は例外とされ、また上記物品が権利者に処分された場合、人民法院は賠償金額を確定するに当たって、当該物品の対応価値を差し引かなければならないとされている（本解釈第31条）。

（9）賠償金額に関する解釈

ア 法定賠償金額の適用

特許法第65条では、特許権侵害が生じた場合の賠償金額について、以下の手順で確定することとしている。

- ①権利者が権利侵害に起因して受けた実際の損失により確定
- ②上記①の確定が難しい場合、権利侵害者が権利侵害に起因して得た利益により確定
- ③上記②の確定が難しい場合、当該特許の実施許諾料の倍数を参照して合理的に確定
- ④上記③までの確定がいずれも難しい場合、人民法院が、特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき1万元以上100万元以下の賠償金額を確定

特許権侵害紛争案件では、権利者から④による賠償金額の確定が求められるケースも少なくない。

この点について本解釈第32条では、権利者が特許法第65条第2項（上記④法定賠償額による確定方法）によって賠償金額を決定するよう主張するが、権利侵害者が提示した証拠によって、権利者が侵害により受けた実際の損失（上記①）、権利侵害者が侵害により得られた利益（上記②）又は合理的な特許実施許諾料（上記③）が証明され、かつ、権利者がそれを覆すような反証を提示できない場合、人民法院は、権利侵害者が提示した証拠に基づいて賠償金額を決定することができるとされている。

もっとも、同条では、権利侵害者が上記証拠を提示しなかった場合、人民法院は、特許法第65条第2項の規定に基づいて賠償金額を決定できるとし、権利者が特許法第65条第2項に基づく賠償金額の決定を主張した場合に、権利侵害者側が同条の適用を免れるための立証責任を負うことが明らかにされている。

イ 賠償金額に関する証拠の提出命令

上記ア④法定賠償金額による賠償金額の確定は、裁判所の裁量が大きく、また上限が設けられていることから、全ての権利者にとって最良であるとは言い難い。このため、権利者によっては、上記ア①～③、とりわけ②による賠償金額の確定を望む場合もありうる。しかし、特許侵害行為は権利侵害者の元で行われるため、特に②に関連する重要な証拠は権利侵害者の元のみ存在する場合が少なくなく、権利者が立証するのは困難であった。

このような状況を受け、本解釈第33条では、権利者が既に挙証に尽力したが、特許権侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者に握られている場合、人民法院は賠償金額を決定するために、権利侵害者が特許権侵害行為に関連する帳簿、資料を提示するよう命ずることができるとし、また、権利侵害者が正当な理由なく提示せず又は虚偽の帳簿、資料を提示した場合、人民法院は、権利者の主張と権利者が提示した証拠を参照して賠償金額を認定することができるとしている。

ウ 賠償金額の約定がある場合

権利者と権利侵害者が特許権侵害の賠償金額又は賠償計算方法を約定しており、権利者が特許権侵害訴訟において当該約定により賠償金額を決定するよう主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならないとされている（本解釈第34条）。

3. おわりに

本解釈は意見募集稿段階であり、実際の公布までには一部の条項の修正、削除等の変更が生じる可能性もある。もっとも、冒頭でも述べたとおり、本解釈は、請求項の解釈、意匠の同一又は類似の解釈等の侵害論に関するものから賠償金額確定（損害論）の解釈に関するものまで広範囲に亘っており、公布後の実務に与える影響は小さくない。このため、中国で特許権侵害紛争案件の原告又は被告になる可能性がある企業においては、本解釈の内容を把握し、自社に有利な審理展開が可能となるよう努めることが望まれる。

注

- (1)「全国人民代表大会常務委員会による法律解釈業務の強化

- についての決議」二参照。また、このことは、「人民法院組織法」第32条でも確認されている。
- (2) 司法解釈には、最高人民法院によるものの他に、最高人民検察院が、検察業務に関する具体的な法令の適用問題について解釈を行うものも存在する。
- (3) http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2009-12/29/content_368.htm
- (4) なお、一部の省、直轄市の高級人民法院が公布したガイドライン（例えば、江蘇省高級人民法院による2010年公布の「特許権侵害紛争案件審理ガイドライン」、上海市高級人民法院による2011年公布の「特許権侵害紛争審理ガイドライン」、北京市高級人民法院による2013年公布の「特許権侵害判定ガイドライン」）は、特許権侵害の審理における特許法等の適用に関する多くの事項を規定しているため参照に値する（もっとも、これらはガイドラインが公布された省、直轄市における審理でのみ有効性を有する点に注意が必要である）。
- (5) http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201407/t20140731_197079.htm
- (6) なお、念のため付言すると、本解釈では、2009年解釈の効力が失われる旨を規定しているわけではないため、本解釈が施行されたとしても2009年解釈の有効性は維持されると考えられる。
- (7) 「最高人民法院による特許侵害司法解釈（二）公開意見募集」の前文参照。
- (8) 技術方案とは、「解決しようとする技術的問題に対して採用する自然法則を利用した技術的手段の集合」のことを指す（審査ガイドライン第2部分第1章2）。なお、これに直接対応する日本語は存在しないが、国家知識産権局が公表している特許法の英語訳では「Technical Solution」とされている。
- (9) 具体的には、人民法院は、明細書及び添付図面に描写された当該機能又は効果の具体的な実施方法及びその均等の実施方法を考慮し、当該技術的特徴の内容を確定するとされている。
- (10) 審査ガイドライン第2部分第10章4.2.1では、閉鎖式請求項における「閉鎖式」とは、「組成物には示された成分だけを含有し、その他の要素は全て排除することを指す」とし、例えば「・・・からなる」、「構成は・・・である」等と記載されるとしている。なお、閉鎖式請求項と対比されるのが開放式請求項であり、同審査ガイドラインでは、「開放式」とは、「請求項で示していない部分を組成物から排除しないことを指す」とし、例えば「主に・・・からなる」、「主な構成は・・・である」等と記載されるとしている。
- (11) 閉鎖式請求項であっても、通常数量で存在する程度の不純物を有してもよいことは、審査ガイドラインでも記載されている（審査ガイドライン第2部分第10章4.2.1）。
- (12) 使用環境の特徴とは、請求項における発明が使用される背景又は条件の描写に用いられる技術的特徴を指す（最高人民法院判決（2012）民提字第1号）。
- (13) 具体的には、特許出願人、特許権者が特許権付与又は無効宣告の手続において、請求項、明細書に対する補正又は意見陳述を通じて放棄した技術案について、権利者が特許権侵害紛争事件においてそれを再び特許権の保護範囲に含める場合、人民法院はこれを支持しないと規定されている。
- (14) この場合、人民法院は両者が類似であると認定しなければならないことになる（2009年解釈第11条第3項）。
- (15) 変化状態製品とは、販売時と使用時とで異なる状態を呈する製品をいう（審査ガイドライン第4部分第5章5.4.2）。
- (16) 特許法第65条等が挙げられる。
- (17) 同条では、特許権付与後の無断での特許実施の禁止を定めている。
- (18) 同条第1項は、「他人に権利侵害行為の実施を教唆し、又は幫助した者は、行為者とともに連帯責任を負わなければならない」としている。
- (19) この抗弁は、特許権侵害紛争において、被疑侵害者がその実施した技術又は意匠が公知技術又は既存意匠に該当する旨の抗弁である（特許法第62条参照）。また、ここでいう「公知技術」とは、出願日前に国内外で公衆に知られている技術をいい（特許法第22条第5項）、「既存意匠」とは、出願日前に国内外で公衆に知られている意匠をいう（特許法第23条第4項）。
- (20) ここでの非強制的標準は、強制標準ではない標準を指す。このような強制標準ではない標準は、標準化法では「推薦標準」とされ（標準化法第7条）、「GB/T」との文字で表される。なお、強制標準は「GB」との文字で表される。
- （原稿受領 2014.9.4）